

令和8年 第1回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和8年1月29日(木) 午後2時00分～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員	3 番	月野 貴大	4 番	吉崎 久男
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
	9 番	福元 幸志	10 番	松蘭 勝郎
	12 番	山下 信一郎	13 番	大坪 幸博
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
	18 番	梶山 俊孝	5 番	東垂水 勝秀
			8 番	永山 明美
			11 番	下之門 信洋
			14 番	桑代 純一
			17 番	池田 慎

4. 欠席委員(1人)

19 番 宮原 俊郎

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 1 号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日程第 6 議案第 2 号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第 7 議案第 3 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 4 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 6 号 非農地証明願について
- 日程第 11 議案第 7 号 令和 8 年度農作業標準賃金の承認について
- 日程第 12 議案第 8 号 令和 7 年分農地の賃借料情報について
- 日程第 13 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田原 一豊
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
農地係長 神村 洋一 小松 綾華 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

今月の農業委員会憲章唱和は、山下委員になりますのでよろしく願いいたします。

(農業委員会憲章 唱和)

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。宮原委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。

これより令和 8 年第 1 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添 1 の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思っております。(諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

○番委員 行事経過に係る質問

事務局 説明

議 長 他にないですか。

委員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、11 番下之門委員、12 番山下委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日 1 月 29 日の 1 日間で御異議ござい

ませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 資料2の日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

事務局 説明致します。3からでございます。

農用地利用集積等促進計画の合意解約による通知事案が29件ございました。

貸人は〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく〇〇の〇〇〇〇さん ほかです。

貸人主導によるもの4件、借人主導によるもの25件です。地目の内訳は、田8筆6,205㎡、畑38筆37,647㎡、山林等(現況畑)1筆4,252㎡の合計47筆48,104㎡で、穎娃地域11件、知覧地域7件、川辺地域11件です。

以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思っております。

議長 続きまして、資料6の日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 説明致します。資料は8からです。

今回は、新規認定2件、更新6件です。

新規認定の2件につきましては、穎娃地域2件で露地野菜の複合経営と酪農の専業であります。再認定の内訳としては、穎娃地域4件、川辺地域2件です。営農類型としては茶(複合含む)3件、甘藷及び露地野菜2件、肉用牛の専業1件です。

以上で説明を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思っております。

議長 次に、資料10の日程第5 議案第1号「農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について」を議題といたします。

現地調査員の報告をお願いいたします。〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。11の審議番号1番です。関連資料は別冊1からになります。

申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は〇〇に住む〇〇です。〇〇が手狭になったため、申請地を取得し〇〇を建築するため、農用地区域から除外するものです。

申請地の東側・南側は畑に、北側は宅地に、南側は県道に接しています。最高1.3m程度の盛土を行いますが、よう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ溜枒へ放流します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、〇〇であり建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、11 頁の審議番号2番です。関連資料は別冊6 頁からになります。

申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番ほか〇筆の畑 計〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇を営んでいる〇〇です。申請地の隣接地で〇〇を営んでいますが、〇〇を設置するため農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地①～③については、北側・西側は農道に、東側は里道に、南側は畑に接しています。申請地④については、北側・西側は畑に、東側・南側は里道に接しています。

現状のまま利用するので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。日照・通風等については、〇〇として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
事 務 局

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

審議番号1番については、農用地区域からの除外となっています。

農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないこと、用排水路の機能低下はないこと、土地改良事業の未実施地区であることから、除外の要件を満たしていると判断されます。

審議番号2番については、用途区分の変更となっています。

営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であり、やむを得ない変更であると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号「農業振興地域整備計画変更(案)について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございません

か。

委員
議長

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長

次に、資料12の日程第6 議案第2号「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

資料は、13のようになります。関連資料は別冊11のようになります。

今回は、南九州市川辺町〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんの案件です。

法人の事業内容としましては、〇〇の生産と〇〇の販売となっています。会社設立は令和〇年〇月です。構成員は〇人となっています。資本金の額は〇〇万円です。

農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」について、申請法人は〇〇です。

「構成員要件」について、株主は〇人であり、〇名とも法人の行う農業に常時従事する個人であることから、農業関係者が総議決権の2分の1を超えています。

「事業要件」について、申請法人の事業は〇〇と、関連事業として〇〇の販売となっております。

「役員要件」について、申請法人の役員は〇名であり、〇名とも法人の農業・農作業に従事する構成員（株主）となっています。

以上のことから、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議長

只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

議長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第2号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

よって議案第2号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長

次に、資料14の日程第7 議案第3号「農地法第3条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

事務局

説明をいたします。議案資料14の～20の、別冊資料15の～21の3条所有権移転23件でございます。

譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請です。

地目の内訳は、田1筆478㎡、畑33筆11,567㎡の合計34筆12,045㎡

です。理由につきましては、規模拡大 17 件、自給的農業 4 件、経営継承 1 件、相手方の要望 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、80 千円から 6,896 千円程度です。10 a 当たりの取引価格の平均につきましては、1,831 千円でございます。地域別では、穎娃地域 13 件、知覧地域 9 件、川辺地域 1 件です。

農地法 3 条申請につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断については、申請書及び現地調査、必要に応じて申請者への聞き取りにより審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 只今、説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 3 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、資料 21 頁の日程第 8 議案第 4 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

現地調査員の報告をお願いいたします。〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。22 頁の審議番号 1 番です。関連資料は別冊 22 頁からになります。

借人は、〇〇の〇〇〇〇です。貸人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の一部の畑〇〇㎡の内〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

借人は、〇〇の製造・販売等を行う〇〇で、申請地を借り受け、〇〇を設置しようとするものです。

申請地の北側・東側・西側は畑に、南側は農道に接しています。

現状のままで利用しますが、防護柵を設置し法面保護を行うので、土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。日照・通風等については、〇〇を加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。22 頁の審議番号 2 番です。関連資料は別冊 27 頁からになります。

譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんで

す。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長
〇番委員

次に、〇〇委員お願いします。

報告いたします。23 ㊦の審議番号 3 番です。関連資料は別冊 31 ㊦からになります。

譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇居住する〇〇〇で、〇〇が手狭になり、〇〇を建築しようとするものです。

申請地の北側・西側は宅地に、南側・東側は市道に接しています。最高 0.3 m 程度の盛土を行いますが、法面保護を行うので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させ溜枒へ放流します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流します。日照・通風等については、〇〇の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、23 ㊦の審議番号 4 番です。関連資料は別冊 37 ㊦からになります。

譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇に居住する〇〇で、〇〇がないため申請地を取得し〇〇として利用しようとするものです。

申請地の北側は畑に、南側・東側・西側は宅地に接しています。現状のまま利用しますが、土留め工事を行うので土砂流出の恐れはなく、雨水は自然流下させます。日照・通風等については、〇〇として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
〇番委員

次に、〇〇委員お願いします。

24 ㊦の審議番号 5 番です。関連資料は別冊 42 ㊦からになります。

譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。①～③の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん、④の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番ほか〇筆の畑 計〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長
事 務 局

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

別冊 27 頁の中ほどの転用計画の（3）で〇〇を〇〇へ訂正願います。

補足説明いたします。

第 5 条に係る一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

審議番号 2 番の農地区分としては、農振除外後は、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断され、申請地の隣接地から集落が広がっていることから、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

審議番号 3 番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある『都市計画用途地域内農地』であることから第 3 種農地に区分されます。

審議番号 4 番の農地区分としては、別冊資料 38 頁をご覧ください。申請地は、点線で囲ってあります街区内にあります。

配布のラミネートの「農地転用の許可基準早見表」の第 3 種農地の 4 番目「街区内 4 割超宅地化農地」の箇所を合わせて御覧ください。
ここでいう街区とは、農道を除く道路等によって区分されたエリアのことです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 61%であり、40%を超えている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の『街区内 4 割超宅地化農地』に区分されます。

審議番号 5 番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長
委 員

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

議長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。
議案第4号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は，審議番号〇番については，許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし，その他の〇件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって議案第4号については，審議番号〇番については，許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし，その他の〇件については申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に，資料25の日程第9 議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局に提案説明を求めます。

事務局 説明します。資料は26からになります。
今回の契約開始は令和8年3月31日開始分となっています。
利用権を設定する者は，〇〇の〇〇〇〇さん，設定を受ける者は，〇〇の〇〇〇〇さん ほかです。
設定面積は，田76筆66,410㎡，畑219筆301,892㎡の合計295筆368,302㎡で，穎娃地域126筆，知覧地域60筆，川辺地域109筆となっております。
今回の3月31日開始分295筆のうち，内訳として，新規分が110筆，前回基盤法が157筆，前回農地バンクが28筆として表の一番右列の前契約情報及び38に表示してあります。
以上，すべての案件につきまして，その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い，また事業に必要な農作業に常時従事し，その土地を効率的に利用することが認められ，併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。
以上で説明を終わります。

議長 只今，説明のありました案件について，審議をお願いいたしますが，〇〇委員が〇番について議事参与の制限に該当しますので，まず該当者のいない案件について，全委員で審議いたします。
質問，御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問，御意見がありませんので採決いたします。
議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち，議事参与の制限に該当しない案件については，申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって，議案第5号に係る案件のうち，議事参与の制限に該当しない案件について，申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第5号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。
 それでは、関係委員の退室を求めます。
 (退 室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。
 委員 「なし」の声あり
 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
 議案第5号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり
 適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり
 議 長 異議なしと認めます。
 よって、議案第5号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申
 請どおり適当意見とすることに決定いたします。
 関係委員の入室を許可いたします。
 (入 室)

議 長 関係委員に報告いたします。
 議案第5号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請ど
 おり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、資料39の日程第10 議案第6号「非農地証明願について」を議題と
 いたします。現地調査員の報告を求めます。〇〇委員お願いします。

〇番委員 報告いたします。40の審議番号1番です。関連資料は別冊48からになり
 ます。
 申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番
 の畑〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。
 申請人の母が生存中、家庭菜園として利用していましたが、平成〇年〇月に
 亡くなってからは、その子供が全員県外在住のため譲渡先や利用してくれる人
 を探しましたが見つからず、管理されないままとなり、雑木が繁茂している状況
 です。
 農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと
 判断しました。
 続きまして、40の審議番号2番です。関連資料は別冊51からになります。
 申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇
 〇番の畑〇〇㎡で〇〇自治会に位置します。
 〇年ほど前に申請人の父が、耕作出来なくなった事により〇を植林し、現在に
 至っている状況です。
 農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと
 判断しました。
 以上で報告を終わります。

議 長 次に、〇〇委員お願いします。

○番委員 報告いたします。

41 頁の審議番号3番です。関連資料は別冊 54 頁からになります。

申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑〇〇㎡で〇〇自治会近くに位置します。

申請人の父が昭和〇年に相続し、畑を耕作していましたが、高齢になり平成〇年から耕作できなくなったため、〇を植林し、現在に至っている状況です。

農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

事 務 局 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質 問 御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第6号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第6号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、資料42 頁の日程第11 議案第7号「令和8年度農作業標準賃金の承認について」を議題とします。事務局に提案説明を求めます。

事 務 局 資料は43 頁になります。

1月19日市役所頼娃庁舎におきまして、「南九州市農作業標準賃金協議会」を開催し審議致しました。

協議会の委員は頼娃・知覧・川辺地域の農作業に係る受託者、委託者、農業委員代表と市農業公社職員の12人で構成されており、当日は委員11名と事務局3人を含め計14人で協議をいたしました。

協議内容としまして、まず、表の1行目、一般農作業賃金についてですが、鹿児島県の最低賃金が令和7年11月1日付けで、1時間当たり953円から73円アップされた1,026円に改正されました。1,026円に8時間を掛けますと8,208円になり、現在の設定額7,700円では下回ってしまいま

すので、600円値上げして8,300円としております。また、山林作業賃金につきましても、600円値上げして9,300円としております。

次に、3行目からのロータリー作業以下の受託作業賃金ですが、令和7年度において深耕のプラウ作業が6,110円に対し、時間と労力を要する消毒作業が5,660円で見直すべきとの意見が出され、近隣市の状況を確認し令和8年度の消毒作業については、6,520円に見直したところであります。消毒作業においてプラウとロータリーとの差についても意見がありました。標準作業賃金で目安として頂き、項目はそのままで料金も同一としたところであります。

その他の作業料金につきましては、昨年度に改正を行い、又、ガソリン、軽油の暫定税率の廃止等による燃料費の価格低下が見込まれるため据え置きとしたところであります。

その他、追加項目について草刈り等のモアについても議論がなされましたが、県内の状況等を確認しながら検討することとなっております。

本日の総会で御承認をいただきましたら、3月発行の「農業委員会だより」に掲載し、一般公表することになります。

以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第7号「令和8年度農作業標準賃金の承認については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案どおり承認することとし、4月1日から適用することに決定いたします。

議長 次に、日程第12「令和7年分農地の賃借料情報について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。資料は45頁をご覧ください。

例年公表している農地の賃借料の情報でございます。農地法の定めにより農業委員会が年1回、直近の賃借料情報を提供することになっております。

今回は令和7年1月から12月までの基盤法、農地バンクにより締結された賃貸借契約に基づき、その内容を知らせているところでございます。基盤法については令和7年3月までの情報、農地バンクの1月から12月までの情報を基に算出しているところであります。

額についてはお目通し頂きたいと思っております。尚、畑の部については、ハウス等の施設農地、茶畑については、施設による経費や畑かんの賦課金等の条件がありますので除いております。

次に 46 頁に昨年との比較を示しているところであります。「田の部」の令和 7 年は前年比 108.8%、「畑の部」は前年比 101.0%となっているところであります。

以上で説明を終わります。

議長 只今事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、報告事項でございますので、御了承願いたいと思います。この情報については、3月に配布される農業委員会だよりに掲載予定であり、また、市のホームページでも公開されますので、よろしくお願ひします。

議長 次に、日程第 13「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局 今後の日程について連絡

議長 その他にありますか。

事務局 選挙運動の注意について

事務局 農薬飛散防止について

議長 他にないですか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 8 年第 1 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願ひします。

事務局長 「一同礼」

閉会 午後 2 時 55 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 11 番 _____

会議録署名委員 12 番 _____